



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 米国議会審議(議会証言、議事録)(米国議会・上下両院と之に付しうるRiderについて 外務省外交史料館レファレンス番号:H222980)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(4)No.4   公開日:平成23年2月18日   外務省外交史料館管理番号:A'3.0.0.7-1(257)   CD・DVD番号:H22-017
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43842">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43842</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

米國議會上下兩院共同決議と  
之に付する Rider  
はついで

秘密表示 (朱印)  
無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	1	1	2
付			
別			

発送日 昭和45年10月5日  
処理日  
発信 多イ 斎藤 ②

文書課長 公 信 案 (分類)

公債 番号	第 1318 号	公債 日付	昭和 45 年 10 月 30 日
大 臣	主 官	起案	昭和 45 年 10 月 1 日
政務次官	アメリカ局長	起案者	森本 電話番号 446
事務次官	参 事 官		
外務審議官	北米才一課長		
外務審議官			
官 房 長			

協議先  
条約課長 法理課長  
約 造 以 上

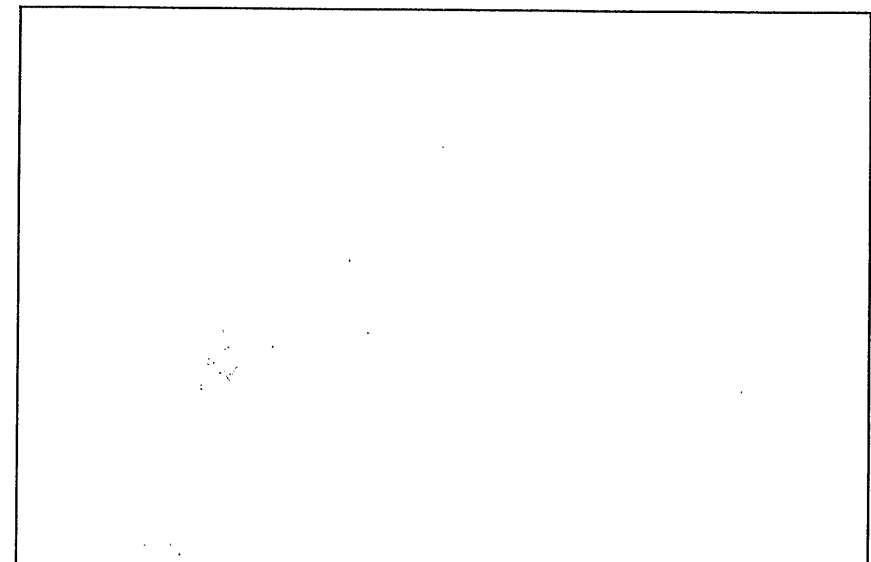
受信者	在米(吉野臨時代理)大使	箱 番 号 (保利)	外務大臣 (代理)
-----	--------------	------------	-----------

写送付先	(希望発送日)
	月 日

件 名  
米 国 議 会 上 下 兩 院 共 同 決 議 と 此 付 付  
る Rider につて

GA-2 外務省 3 61 回覧番号 23 6

\* 秘密標準 (赤色)



(件名) 米 国 議 会 上 下 兩 院 共 同 決 議 と 此 付 付  
る Rider につて

引用公・電信 日付・番号
-----------------

1. 米 国 議 会 上 下 兩 院 共 同 決 議 案 に 是  
兩 院 の 議 決 に 由 り 必 要 に 応 じ 此 付 付  
に Rider を 付 け 得 る や 解 せ る と ころ  
この 点 に つ き 沖 繩 返 還 協 定 交 渉 中  
自 連 じ 当 方 承 知 し 所 在 の 以 上 の 詳 細  
(内 外 省 共 同 考 察 未 了)

GA-2-1 外務省

※ 朱印は文書課記入





米北/第/3/8号  
昭和45年/0月3日

在米大使 殿

外務大臣

米國議會・上下兩院共同決議とこれに  
付しうるRider について

1. 米國議會・上下兩院共同決議案には、兩院の発議によつて、必要に応じ、これに対し Riderを付し得るやに解されるところ、この点につき、沖縄返還協定交渉との関連で、当方内々の参考まで承知しおきたいので、詳細調査の上、結果回報ありたい。
2. なお、在京米大使館シェミッツ書記官は、本件に関し、在京米大使館には詳しい資料がなく、個人的な off hand の説明であるとし

て、以下の如く述べている趣につき、何んら参考までに申し添える。

- (1) Joint Resolution は、立法措置の必要と思われない事項ではあるが、政策的に重視したい事項につき、兩院の発議に基づき決議するという性格であり、議會の行為にかかわる事項としては、立法措置と類似している性格を有するであろう。
- (2) 法案に Rider を付すことについての手続きは、上院と下院で異なると承知しており決議案に Rider を付すことにつき、どのような手続きがあるか承知していないが、前述の如く共同決議案も議會の発議に基づくという点で法案の場合と類似しているので手続的には可能なことだと思われる。